

社会福祉法人若美福祉会 障害者支援施設ひまわり苑

虐待防止委員会設置要領

(委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。また、身体拘束の適正化を図るための取り組みも虐待防止委員会で行う。

(委員の選任)

第2条 委員は以下のとおりとする。

- (1) 委員長は、障害者支援施設ひまわり苑管理者とする。
- (2) 委員の選任については、サービス管理責任者、危機管理（事故防止）対策委員会委員及びその他委員長が必要とする職員の中から選任する。
- (3) 虐待防止担当者（虐待防止マネージャー）は、必ず委員に加わることとし、委員会の業務を推進する役割を担う。
- (4) 委員には、必要のある場合に法人役員、第三者委員及び利用者の代表を加えることができる。
- (5) 委員長は委員の中から、身体拘束の適正化を図るための取り組みを行う担当者を任命する。

(委員会の開催及び議事録)

第3条 委員会は、定期的に（年1回以上）又は虐待発生の都度開催し、議事録を整備する。

(委員会の業務)

第4条 委員会は次の業務を実施する。

- (1) 職員倫理綱領並びに職員行動規範を職員に周知し、啓発する。
- (2) 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- (3) 「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- (4) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止担当者に報告する。
- (5) 危機管理対策委員会（事故防止）より、事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。

- (6) 身体拘束の適正化を図るための取り組みを行う。
- (7) 虐待防止に係る研修並びに身体拘束の適正化に係る研修を、それぞれ年1回以上行うこととする。
- (8) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条 委員会の責務は次のとおりとする。

- (1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指す必要がある。
- (2) 委員は、日頃より社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障害者総合支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティ）の向上にも努めるものとする。
- (3) 委員会の委員長及び委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導することとする。
- (4) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

附 則

この要領は、令和5年6月15日から施行する。

虐待防止委員会（令和5年度）

	氏名	職名	役割等	備考
委員長	吉田 和喜	管理者	虐待防止対応責任者	
委員	佐藤 昭博	副管理者		サービス管理責任者
〃	加賀谷 卓	副管理者	虐待防止マネージャー	危機管理（事故防止）委員会
〃	戸嶋美記子	支援長補佐	虐待防止マネージャー	
〃	戸部 貴子	支援次長	身体拘束の適正化担当	
〃	吉田 裕美	総務課主任		
〃				<u>※看護師 6月30日退職</u>

★第三者委員 笹川累利子 小玉亜紀子